

日本の税制の今後：政府税調中期答申を読み解く

# 中期答申「わが国税制の現状と課題 —令和時代の構造変化と税制のあり方—」の紹介

土居丈朗

慶應義塾大学経済学部教授

東京財団研究主幹



東京財団政策研究所  
THE TOKYO FOUNDATION FOR POLICY RESEARCH

※ 本報告での意見にわたる部分は私見であり、政府税制調査会の見解を代表するものではない。

# 「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」

(2023年6月30日)

## ■第1部 基本的考え方と経済社会の構造変化

- I. 租税の役割と基本的考え方
- II. 租税制度の変遷と近年の税制改革の流れ
- III. 経済社会の構造変化

## ■第2部 個別税目の現状と課題

- I. 個人所得課税
- II. 資産課税等
- III. 消費課税
- IV. 法人課税
- V. 国際課税
- VI. 納税環境の整備



# 1－Ⅰ．租税の役割と基本的考え方(1)

---

- 4. 租税制度の基本原則

「先進国の中で最も厳しい状況にある我が国財政の現状を踏まえれば、当調査会としては、租税制度の「公平・中立・簡素」を考える上での前提として、租税の『十分性』も、これらの3原則と並んで重要なものと位置付けるべきだと考えます。」(p.15)

→ 租税原則として「**公平・中立・簡素**」と並んで租税の「**十分性**」は重要と位置づけた

- 「十分性」の原則・・・財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられること  
ワグナーの租税原則、マスグレイブの租税原則にも登場

# 1－Ⅰ．租税の役割と基本的考え方(2)

---

- 3. 租税の分類とタックス・ミックス

(税と社会保険料)

「保険料の拠出と保険給付が対価的な関係にあり、保険料負担の見返りに給付を受けるという点において、給付の権利性が強いことが、税との大きな違い」(p.10)

「社会保険料は、税と並んで、公的サービスの提供に係る国民の負担のあり方を左右するものであることから、税制を検討するに当たっては、社会保険料との関係も念頭に置く必要があります。」(p.10)

# 1－Ⅱ．租税制度の変遷と近年の税制改革の流れ

---

- 1. わが国における租税の成り立ち
- 2. 第二次世界大戦と戦後の税制
- 3. 昭和62・63年の抜本的税制改革
- 4. 平成6年の税制改革
- 5. 平成10年度以降の税制改革
- 6. 地方税における税制改革
- 7. 社会保障・税一体改革

# 1－Ⅲ. 経済社会の構造変化(2)

---

- 1. 経済社会の構造変化の加速
- 2. 働き方やライフコースの多様化
- 3. 経済のグローバル化・デジタル化
- 4. 格差を巡る状況の変化
- 5. エネルギー・環境問題などの変化
- 6. 安全保障環境の変化
- 7. 人口減少・少子高齢化
- 8. 地域社会の変化
- 9. わが国財政の構造的な悪化
- 10. 経済社会の構造変化への対応

# 2- I . 個人所得課税

---

## ➤ 課題

(1) 働き方などの選択に中立的な税制の構築

- 公平かつ働き方に中立的な税制(控除)を検討
- 企業年金・個人年金等に関する税制について、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえて検討
- 給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスに留意

(2) 所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討

- 総合課税と分離課税分を統合した税負担率の分布状況を分析し必要な検討を行う

(3) 税制の信頼を高めるための取組み

# 2-Ⅱ. 資産課税

---

## ➤ 課題

### (1) 相続税・贈与税

- 経済社会の構造変化や税制の負担構造のフラット化の中で、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割
- 贈与税の暦年課税と相続税の相続時精算課税制度の整合性

### (2) 固定資産税等

- 市町村が住民サービスを提供するために必要な基幹税として、引き続きその安定的な確保が必要
- 税負担の公平性等の観点から、土地に係る負担水準の均衡化の促進等を図ることが必要



## 2-Ⅲ. 消費課税(1)

---

### 1. 消費税

「過去に稼得した所得に基づく貯蓄を取り崩して比較的高水準の消費を行っている高齢者と、少ない所得の中で将来に備えた貯蓄もしている若年者を比較した場合には、貯蓄を取り崩しつつ生活している高齢者の方が年間所得に対する消費税負担額の割合が高い、という場合もありえます。」(p.165)

「若い時に所得の一部を貯蓄し、高齢期にそれを取り崩して消費に充てるというライフサイクルを前提にすると、『個々人の年間所得に対する消費税負担額』は、税制の累進性を考える上で必ずしも絶対的な基準とは言えない」(p.165)

→ **消費税は生涯所得に対する比例税**としての性質を有する



## 2-Ⅲ. 消費課税(2)

---

### 4. 自動車・エネルギー関係諸税

#### (1) 自動車関係諸税

- カーボンニュートラルの達成に向けて、電動化、とりわけ電気自動車等の普及を念頭に置いた自動車関係諸税の見直しを図る必要
- 受益者・原因者負担の原則を踏まえ、自動車ユーザーの負担分を活用して、自動車産業を含むモビリティ分野の「支え手」になってもらうという考え方には、引き続き一定の合理性

#### (2) エネルギー関係諸税

- 地球温暖化対策のための税(温対税)の言及はあるが、「炭素税」としてどうするかや、「ピグー税」(外部不経済を内部化する税)の言及はない

## 2-IV. 法人課税

---

- 「成長志向の法人税改革」は、客観的・実証的な検証が必要
- 租税特別措置は、必要性や有効性があることが明確に認められるもののみ限定し、期限を区切って措置することが原則
- 期限到来時には、必要性や有効性を検証の上、廃止を含めてゼロベースで見直す必要
- 法人事業税における外形標準課税については、減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小に言及
- 外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、地域経済・企業経営への影響にも留意しながら制度的な見直しを検討することが必要